

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(検査担当者の一般的職務)</p> <p>第49条 経理責任者は、会計規程第45条第2項の規定による検査を行う者（以下「検査担当者」という。）を命ずるものとする。ただし、教員に命ずる場合は部局長が行うこととする。</p> <p>2 予算責任者等が契約したものについては、当該予算責任者等を検査担当者とする。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>3 予算責任者等から経理責任者へ契約を依頼したもの（工事を除く。）については、当該予算責任者等を検査担当者<u>とすることができる</u>。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>4 検査担当者は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。</p> <p>5 検査担当者は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。</p> <p>6 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。</p> <p>7 検査担当者は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告するものとする。</p>	<p>(検査担当者の一般的職務)</p> <p>第49条 経理責任者は、会計規程第45条第2項の規定による検査を行う者（以下「検査担当者」という。）を命ずるものとする。ただし、教員に命ずる場合は部局長が行うこととする。</p> <p>2 <u>前項において教員に命ずる場合は、対象範囲を明示したうえで行うこととする。</u></p> <p>3 予算責任者等が契約したものについては、当該予算責任者等を検査担当者とする。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>4 予算責任者等から経理責任者へ契約を依頼したもの（工事を除く。）については、当該予算責任者等を検査担当者<u>とする</u>。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>5 検査担当者は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。</p> <p>6 検査担当者は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。</p> <p>7 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。</p> <p>8 検査担当者は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告するものとする。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、施行日前に締結している契約については、なお従前の例による。</p>